

会議記録

名 称	中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度第3回小委員会	
開催年月日 ・開催場所	令和4年8月30日（火）午後3時～午後5時30分 中央区役所 3階 庁議室	
出席者の氏名	委員	鈴木委員長、藤原委員、糠谷委員、窪木委員
	区職員出席者	黒川総務部長、山崎総務部参事（連絡調整・特命担当）総務課長事務取扱、三谷総務課法規係長、丹生谷総務課法規係員、東総務課情報公開係長、大江総務課情報公開係員、竹内総務課情報公開係員、片桐総務課法務担当係長、嶋原総務部法務担当課長
配付資料	<p>【今回資料】</p> <p>資料3-1 個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて（答申・小委員会案）</p> <p>資料3-2 今後のスケジュール（予定）</p> <p>【前回資料】</p> <p>資料2-1 確認・検討項目管理表（令和4年度第2回小委員会更新版）</p> <p>資料2-2 改正法における個人情報に関する定義</p> <p>資料2-3 個別検討シート2（開示決定後の手続）</p> <p>資料1-1 中央区情報公開・個人情報保護審議会令和4年度小委員会名簿</p> <p>資料1-2 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会の運営について（案）</p> <p>資料1-3 今後の進め方について（案）</p> <p>資料1-4 条例で規定できる範囲</p> <p>資料1-5 確認・検討項目管理表</p> <p>資料1-6 内容確認資料1（死者の情報）</p> <p>資料1-7 内容確認資料2（個人情報保護制度の対象機関）</p> <p>資料1-8 内容確認資料3（個人情報の保有・収集の制限）</p> <p>資料1-9 内容確認資料4（目的外利用・提供）</p> <p>資料1-10 個別検討シート1（個人情報ファイル簿と個人情報登録簿）</p> <p>資料1-11 内容確認資料5（任意代理人制度の拡大）</p> <p>資料1-12 内容確認資料6（不開示の範囲）</p> <p>資料1-13 内容確認資料7（開示決定の期限、訂正決定の期限、利用停止決定の期限）</p> <p>資料1-14 内容確認資料8（開示請求の手数料）</p> <p>資料1-15 個別検討シート2（訂正・利用停止請求における開示請求前置）</p> <p>資料1-16 内容確認資料9（実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除）</p> <p>資料1-17 個別検討シート3（審議会への諮問事項）</p> <p>資料1-18 内容確認資料10（電子計算組織への記録・結合の制限）</p>	

議事次第	1 開会 2 議題 法改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて ・答申（小委員会案）の審議 3 その他 今後のスケジュール（予定） 4 閉会
審議の経過	次葉のとおり

<p>審議の経過</p>	<p>1 開会 ◎定数及び資料の確認（山崎総務部参事）</p> <p>2 議題 【経過及び主な意見】 ◎資料3-1の1について説明（大江総務課情報公開係員）</p> <p><見直しに当たって></p> <p>○鈴木委員長 この資料では新法を受けて定める本区の条例を「施行条例」としているが、この文言は個人情報保護法で使っていたか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 確認が必要だが、恐らく施行条例という言い方はしていないと思う。</p> <p>○鈴木委員長 施行条例というと、国からの指示で下請的につくられているという意味合いを強く感じる。独自条例という位置づけも可能なのかも検討が必要である。</p> <p>○藤原委員 地方分権の観点からするとその主張もよく分かるが、若い世代も含めて一般の感覚として違和感がないようにも思える。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 この新法を受けて制定する条例の名称については、事務局にて詰めさせていただく。この資料では理解のしやすさを踏まえて施行条例としている。</p> <p>○鈴木委員長 新条例と言うほうが中立的な言葉としていいのではないかと思うが、どうか。</p> <p>○藤原委員 今回の条例の位置づけは全部改正なのか。</p> <p>○山崎総務部参事 全部改正だと、基本たるところは変わらないイメージとなるが、本区では条例上の性格が変わると捉えて廃止・新規制定とする予定である。</p>
--------------	--

審議の経過

○鈴木委員長

区の責務規定の項目の表現について、責務がいいか、趣旨や解釈規定などほかの名称がいいのか議論が必要である。個人情報保護の権利の原則と同時に中央区としてデータ保護の義務があるということもうたっておくべきである。

○藤原委員

最近の判例を見ていると、解釈運用基準の記載を根拠にしている判例もあるようなので、今後のためにも解釈運用基準はしっかりと書いておいたほうが良いと思う。

それから、自己情報に対する権利の保障という表現を使っているが、あえて自己情報コントロール権と書かなかったということか。

○大江総務課情報公開係員

そうである。自己情報コントロール権を書くときには「いわゆる」という文言をつけて使うことになるかと思うが、ここでは自己情報に対する権利の保障と書いている。

○藤原委員

自己情報コントロール権は所有権的な捉え方をしているが、考え方や議論が様々な概念なので、ここでは資料の通りの表現で良いと思う。

<死者に関する情報>

◎資料3-1の2(1)について説明(大江総務課情報公開係員)

○鈴木委員長

死者の情報の取扱いはどのような形式で定める予定か。

○大江総務課情報公開係員

条例での規定は考えておらず、例えば要綱であったり、そういった取扱いの範囲の中で定めていきたいと思っている。

○鈴木委員長

資料上の文言だが、「別の制度」とすると条例化が想定されるので、「別に定める」などと書いたほうがよい。なお、資料に書いている死者の人格的利益とは何か。

○藤原委員

人格的利益というのは、情報公開の制度であれば保護されるので、亡くなったからといってその利益がなくなるわけではないという趣旨で書いたということではないか。亡くなった方の利益を考えると、死者の名誉や尊厳、遺族から見た追悼敬慕の念などがあったかと思う。

審議の経過

○大江総務課情報公開係員

現行の手引きを基に書いているが、死者の人格的利益の内容について深掘りできていなかったため、もう少し調べを進めた上で表現を検討する。

<個人情報保護制度の対象機関>

◎資料3-1の2(2)について説明(大江総務課情報公開係員)

○鈴木委員長

表現上の話だが、「施行条例から削除する」というのは適切ではない。削除は今あるものを消すことなので、「規定しない」という旨の表現になろうかと思う。新法では実施機関という名称は残るのか。

○大江総務課情報公開係員

新法の中では実施機関という定義はなく、行政機関等といった表現で地方公共団体が含まれる形になる。

○藤原委員

資料には「制度の対象機関」とある。行政機関個人情報保護法では対象機関としていた一方、現行条例では実施機関としており、文言の使い方は明確にしておくべきである。

○大江総務課情報公開係員

定義づけと齟齬があってはいけないので、「対象機関」を「対象となる機関」に修正する。

<個人情報の取得>

◎資料3-1の2(3)について説明(大江総務課情報公開係員)

○鈴木委員長

要配慮個人情報は本人からの収集が原則という理解だったが、現行条例ではどう規定されているか。

○大江総務課情報公開係員

要配慮個人情報の定義自体は現行条例2条に記載があるが、6条に「思想、信条及び宗教、社会的差別の原因となる事実並びに犯罪に関する個人情報を収集してはならない」という原則が書かれている。また、個人情報ファイル簿の項目の中で、要配慮個人情報の有無を表示する項目がある。

なお、新法では要配慮個人情報であることを理由とした特別な扱いはほとんど定めておらず、他の情報と同様、適正に管理するというレベル感となっている。

審議の経過

○藤原委員

5章の2条の定義の行政機関等の「等」が地方公共団体が含まれており、その中で施行条例をつくることになるので、認識としては、直接取得の原則はなくなるけれども、不正手段による取得は禁止されて、本人管理はファイル簿でできるという安全管理措置も働く。こうした対応はおよそ個人情報全般に適用されるものであると。要配慮個人情報について個別の取扱いも規定していないため、同じ体系で取扱われるという結論になるのか。

○大江総務課情報公開係員

その通りである。

○鈴木委員長

新法でも要配慮個人情報は個人情報ファイル簿に入るのか。

○大江総務課情報公開係員

新法で示されている標準様式の中でファイル簿の項目として、要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨を記載する形になっている。具体的な要配慮個人情報表示の仕方については、要配慮個人情報が含まれるか否かということだけなのか、要配慮個人情報の項目名まで書くべきなのかを確認する。

(事務局注：確認の結果、「含まれる」又は「含まれない」との記載となる。

○鈴木委員長

要配慮個人情報について言うと、新法は限定列挙してあるが、現行条例は、その他区規則で定めるという形で広げている。

○大江総務課情報公開係員

条例で条例要配慮個人情報を定めることができるが要配慮個人情報として何か具体的なものが見えていないと条例への規定もしづらいと思っている。今後、要配慮個人情報として取り扱うべきものが具体的に出てくるようであれば、条例要配慮個人情報として定めることになるかと思う。

○鈴木委員長

定義を広く取っておけば、いろいろな応用が効いて対応できるが、法令の限定列記のままだと、必要になるたび条例改正して条例要配慮個人情報を加えることになる。

○大江総務課情報公開係員

今後の他区の動向も参考にしながら検討できればと思っている。

<p>審議の経過</p>	<p><目的外の利用及び提供></p> <p>◎資料3-1の2(4)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>○鈴木委員長 新法には、目的外利用や外部提供について公表する規定はあるのか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 法の中では規定されていないが、現行条例では記録・公表を行っており、これは内部の規律に関することから、条例で定めることができるため、引き続きやっていきたいと思う。</p> <p>○鈴木委員長 今後の運用として、区に入ってくる情報、区から発信する情報を誰が管理するのか、委託における管理も注意しながら運用を進めていただきたい。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 前の検討項目の(3)でも記載しているとおり、適正な管理体制について、改めて見直していく。</p> <p><個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿></p> <p>◎資料3-1の2(5)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p> <p><代理制度></p> <p>◎資料3-1の2(6)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>○藤原委員 郵送で任意代理人から請求を受けたときの本人確認はどのように行うのか。また、親による子どもの法定代理請求への対応はどうか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 事務対応ガイドでは、顔写真がない書類1点でも受付できるとされているところ、2点求めるなど、一定程度厳格な本人確認の方法を検討していく。 また、任意代理におけるなりすましへの対応については、本人限定受取郵便などの活用を考えていく。 法定代理においては利益相反がトラブルになりやすいと思っており、その場合に、子供の意思能力を踏まえつつ本人の確認をどこまで取るのか、また、両親が別居の状態、片方の親から請求を受けた場合に、もう片方の親に確認を取るのかなどを実務</p>
--------------	---

<p>審議の経過</p>	<p>上、いろいろと考えていかなければならない。本人の権利利益を一番に考えるべきであると思うので、どういった形で担保できるかはしっかり考えたいと思う。</p> <p><不開示の範囲> ◎資料3-1の2(7)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p> <p><開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限> ◎資料3-1の2(8)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>○鈴木委員長 標準処理期間で区の姿勢を示すとのことだが、本来そうした意義をもって定めるものではない。</p> <p>○藤原委員 解釈運用基準で現行と同じ期間を目標とすることは理解できるが、行政手続法の標準処理期間で区の姿勢を示すということには違和感がある。</p> <p><開示決定後の手続き> ◎資料3-1の2(9)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p> <p><開示請求の手数料> ◎資料3-1の2(10)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p> <p><訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置> ◎資料3-1の2(11)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎委員全員(異議なし)</p> <p><実施機関が不作為を認める場合の審査会への諮問免除> ◎資料3-1の2(12)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p>
--------------	--

<p>審議の経過</p>	<p><審議会の機能></p> <p>◎資料3-1の2(13)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>○鈴木委員長 審議事項は減るものの、現行の審議会の形は残していくということか。</p> <p>○大江総務課情報公開係員 そうである。委員構成については当面、現行から変えず、審議事項については整理した上で規定していく。</p> <p>○鈴木委員長 各課の個人情報保護の問題を検討する中で、様々な立場から意見を聞くことは必要なので、1年に1回は取組状況や課題等を審議会で報告する機会を設けていただきたいと思います。</p> <p>○藤原委員 (2)で議会は法の規律の対象外となり、議会の個人情報保護条例が定められることになるかと思うが、審議会とは別に議会独自の有識者の会議を置く自治体もある。</p> <p>○黒川総務部長 議会は議会の判断をいただくということで、資料3-1の2(13)イでは「考えられる」という表現をさせていただいている。</p> <p><電子計算組織への記録・結合の制限></p> <p>◎資料3-1の2(14)について説明(大江総務課情報公開係員)</p> <p>◎異議なし(委員全員)</p> <p><全体を通じて></p> <p>○鈴木委員長 これまで検討してきた論点のうち、いくつかは解釈運用基準で実務を定めることとしているので、この点は今後しっかりと内容を詰めていただきたい。 (午後5時30分 閉会)</p>
--------------	--